

令和 6 年 度

航 空 機 騒 音 調 査 結 果

令和 7 年 4 月

埼玉県環境部



埼玉県のマスコット
コバトン

目次

第1 調査目的等

1 調査目的	1
2 実施主体	1
3 調査方法	1
4 測定機器	1
5 評価方法	2
6 測定対象飛行場	2
7 測定期間及び測定地点	3
8 測定条件	5

第2 調査結果

1 入間飛行場周辺

(1)測定結果概要	6
(2)過去5年間の経年変化	7
(3)時間帯別の平均騒音発生回数	8

2 横田飛行場周辺

(1)測定結果概要	9
(2)過去5年間の経年変化	9
(3)時間帯別の平均騒音発生回数	10

3 測定結果資料

(1)時間帯別平均騒音発生回数	11
(2)月別Lden値	11
(3)月別単発騒音暴露レベルパワー平均値	11
(4)月別測定日数	12
(5)月別平均騒音発生回数	12

第3 市町村実施分調査結果 13

参考資料

資料－1

航空機騒音に係る環境基準について (平成19年環境省告示第114号)	14
---------------------------------------	----

資料－2

航空機騒音に係る環境基準の一部改正について (平成19年環水大大発第071217004号)	18
--	----

資料－3

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る 法定受託事務の処理基準の改正について (平成21年環水大大発第090828001号)	21
--	----

資料－4

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る 法定受託事務の処理基準について(平成13年環大企第1号)	23
---	----

資料－5

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定 (平成30年9月25日埼玉県告示第1036号)	25
--	----

第 1 調査目的等

1 調査目的

航空自衛隊入間飛行場及び米軍横田飛行場周辺の地域においては、航空機騒音の影響を強く受けていることから、この地域の航空機騒音に関して環境基準との適合状況等を把握するため調査を行った。

※ 環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

※ 航空機騒音に係る環境基準における、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定している。

2 実施主体

埼玉県

3 調査方法

入間飛行場の北側、南側にそれぞれ 3 地点、横田飛行場の北側に 2 地点、計 8 地点に航空機騒音自動識別機能を有する騒音測定局を設置し、年間を通して航空機騒音の発生日時、騒音のピークレベル、単発騒音暴露レベル及び継続時間等の測定を実施した。

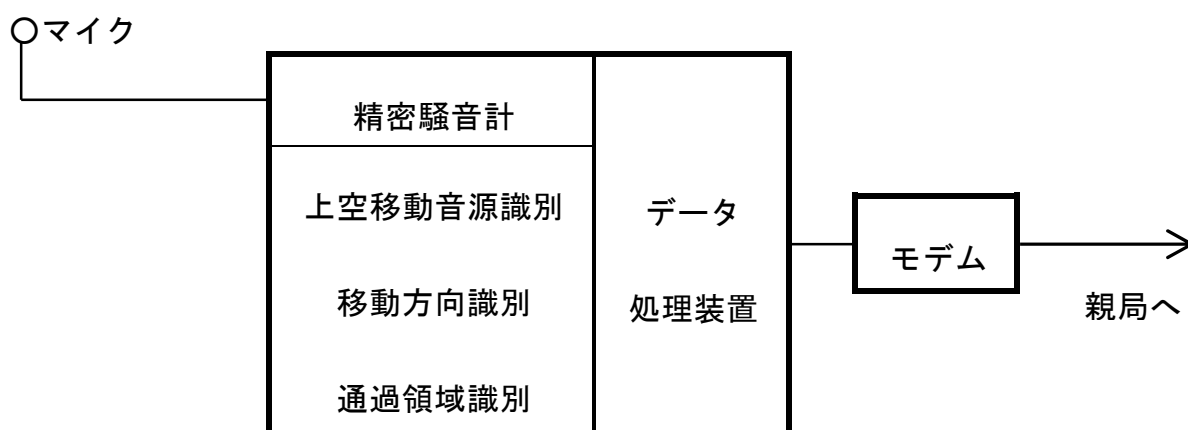
4 測定機器

各測定局（8 地点）で測定された航空機騒音のデータを、電話回線を介して親局である水環境課内のパーソナルコンピュータに転送し、航空機騒音のデータベースを構築している。測定システムの概要は図－１－１、１－２のとおりである。

親 局：航空機騒音オンライン監視システム AS-50PA1（リオン株式会社製）

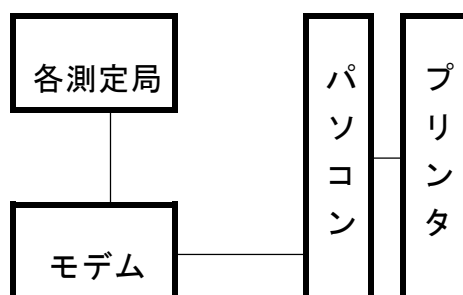
測定局：航空機騒音常時監視局 NA-37（リオン株式会社製）

◆各測定局（計 8 地点）



図－１－１ 測定システム概要（測定局）

◆親局（水環境課内）



図－１－２ 測定システム概要（親局）

5 評価方法

評価指標は、時間帯補正等価騒音レベル（Lden）を基として、上記の測定局から取得したデータを元に１日ごとのLdenを算出し、全測定日のLdenについてパワー平均を算出して求めている。

Lden値ではその時間帯区分として、昼間（7:00～19:00）、夕方（19:00～22:00）、夜間（22:00～7:00）の３分類とし、夕方の騒音に5dB、夜間の騒音に10dBの加算補正を行った。

6 測定対象飛行場

入間飛行場及び横田飛行場（概要は表－１のとおり）

表－１ 測定対象飛行場の概要

飛行場名	入間飛行場	横田飛行場
基地名	航空自衛隊入間基地	米軍横田基地
所在地	入間市、狭山市	立川市、武蔵村山市、昭島市、 福生市、羽村市、瑞穂町（東京都）
面積	約 300 ha	約 714 ha
滑走路	長さ2,000m、幅45m	長さ3,350m、幅60m （オーバーラン両端300m）
管理者	防衛省	米軍

7 測定期間及び測定地点

(1) 測定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日（令和6年度）

(2) 測定地点

測定地点は入間飛行場の南側及び北側の各3地点、横田飛行場の北側の2地点の計8地点である。（表－2、図－2）

表－2 測定地点一覧

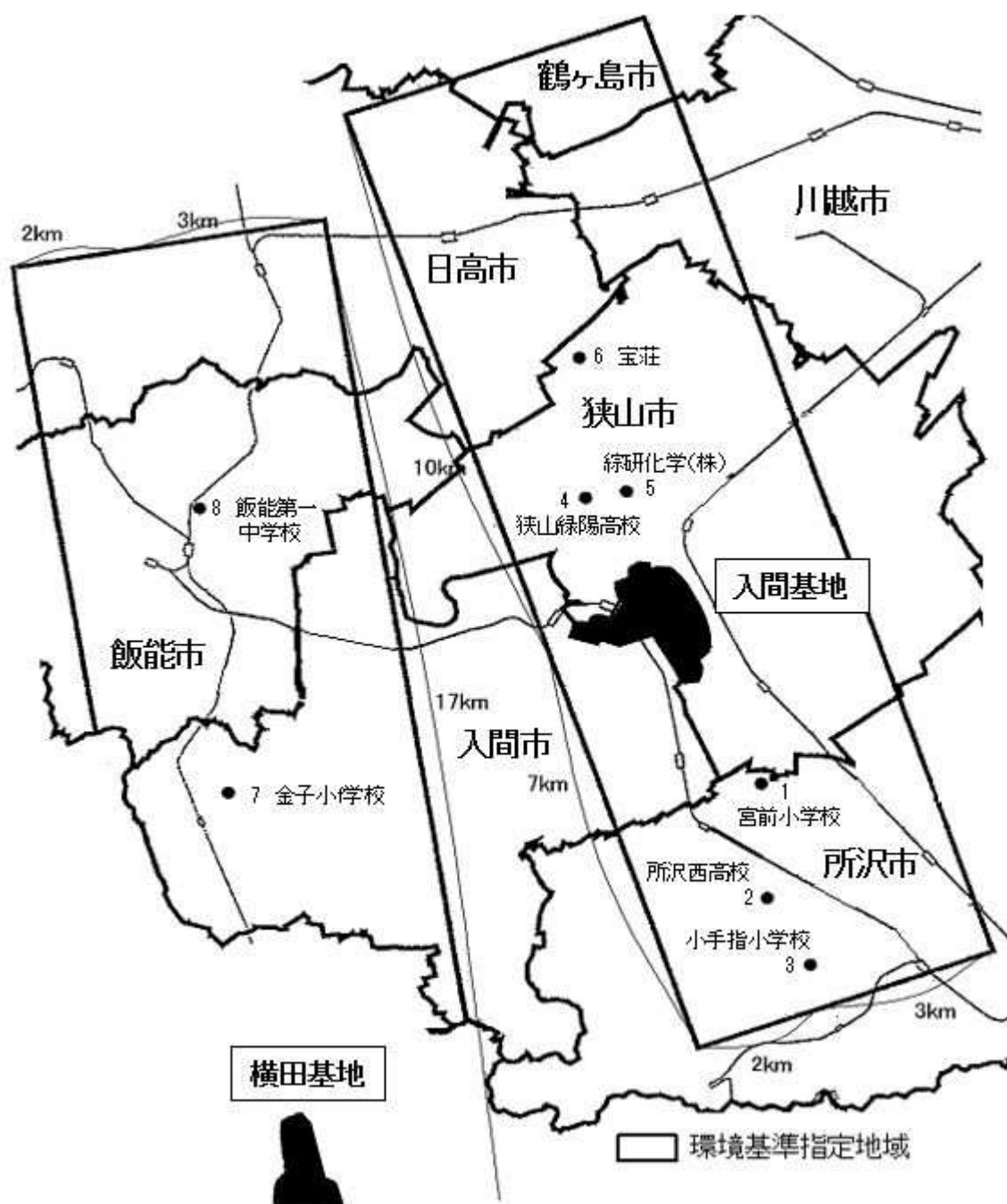
	No.	測定地点	住所	類型	環境基準 (Lden)	滑走路端からの距離(km)
入間飛行場 南側	1	所沢市立宮前小学校	所沢市東狭山ヶ丘 6-2777-1	I	57	2.0
	2	埼玉県立所沢西高等学校	所沢市北野新町 2-5-11			3.6
	3	所沢市立小手指小学校	所沢市小手指元町 2-29-2			4.9
入間飛行場 北側	4	埼玉県立狭山緑陽高等学校	狭山市広瀬東 4-3-1			1.7
	5	綜研化学(株)駐車場	狭山市柏原 2888-5			1.4
	6	狭山市立老人福祉センター 宝荘	狭山市柏原 612			3.2
横田飛行場 北側	7	入間市立金子小学校	入間市西三ツ木 150			5.5
	8	飯能市立飯能第一中学校	飯能市双柳 1-1			10.3

注)

- * 「類型」欄は「航空機騒音に係る環境基準について」（平成19年12月17日環境庁告示第114号）の地域の類型を示す。
- * 類型Ⅰは住居系地域（基準値 57dB 以下）、類型Ⅱは商業・工業地域（基準値 62dB 以下）。
- * 上記告示により騒音の評価指標が WECPNL から時間帯補正等価騒音レベル（Lden）に改正され、平成25年4月1日から適用。

図－2 測定地点

R6. 4. 1現在



8 測定条件

各測定地点での自動測定器の測定条件は、表－３のとおりである。

表－３ 測定条件一覧

	No.	測定地点名称	航空機判別用 設定レベル	航空機判別用 継続時間	サンプリング 周期	周波数 補正回路	動特性	上空音 識別
区分	1	所沢市立宮前小学校	67dB	7秒	20.8 μ s	A特性	slow	ON
	2	埼玉県立所沢西高等学校	67dB	5秒	20.8 μ s	A特性	slow	ON
	3	所沢市立小手指小学校	67dB	7秒	20.8 μ s	A特性	slow	ON
入間飛行場 北側	4	埼玉県立狭山緑陽高等学校	65dB	5秒	20.8 μ s	A特性	slow	ON
	5	綜研化学(株)職員駐車場	65dB	5秒	20.8 μ s	A特性	slow	ON
	6	老人福祉センター宝荘	67dB	5秒	20.8 μ s	A特性	slow	ON
横田飛行場 北側	7	入間市立金子小学校	67dB	5秒	20.8 μ s	A特性	slow	ON
	8	飯能市立飯能第一中学校	65dB	5秒	20.8 μ s	A特性	slow	ON

第2 調査結果

1 入間飛行場周辺

(1) 測定結果概要(表-4)

入間飛行場南側では全ての地点において環境基準を満たした。

入間飛行場北側3地点中1地点で環境基準を超過した。

1日平均の騒音発生回数は、14回(小手指小学校)～41回(綜研化学(株)駐車場)であった。

表-4 入間飛行場周辺測定結果

	番号	測定地点	類型	Lden (dB)		騒音発生回数 (上段: 総数, 下段: 1日平均)		有効測定日数	
				令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
入間飛行場 南側	1	宮前小学校 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	56	55	13,203	13,656	365	366
						36	37		
	2	所沢西高等学校 (所沢市北野新町)	I	53	53	6,579	6,525	365	366
						18	18		
	3	小手指小学校 (所沢市小手指元町)	I	50	50	4,999	4,845	365	363
						14	13		
入間飛行場 北側	4	狭山緑陽高等学校 (狭山市広瀬東)	I	53	53	12,912	13,759	365	366
						35	38		
	5	綜研化学(株)駐車場 (狭山市柏原)	I	59	59	14,870	15,651	365	366
						41	43		
	6	老人福祉センター宝荘 (狭山市柏原)	I	51	50	7,717	8,006	365	366
						21	22		

注) Lden値欄の斜体太字は環境基準超過を示す。

注) 「類型」欄は「航空機騒音に係る環境基準について」(平成19年12月17日環境庁告示第114号)の地域の類型を示す。

注) 類型Iは住居系地域(基準値57dB以下)、類型IIは商業・工業地域(基準値62dB以下)。

注) 令和5年度の小手指小学校は通信の不具合により欠測が生じた。

(2) 過去5年間の経年変化(図-3, 4、表-5)

各測定地点のLdenの推移及び環境基準の超過状況は以下のとおりである。

各測定地点のLdenの推移については、令和3年度にやや上昇がみられたが、全体としてほぼ横ばい傾向である。

図-3 Ldenの推移(入間飛行場南側)

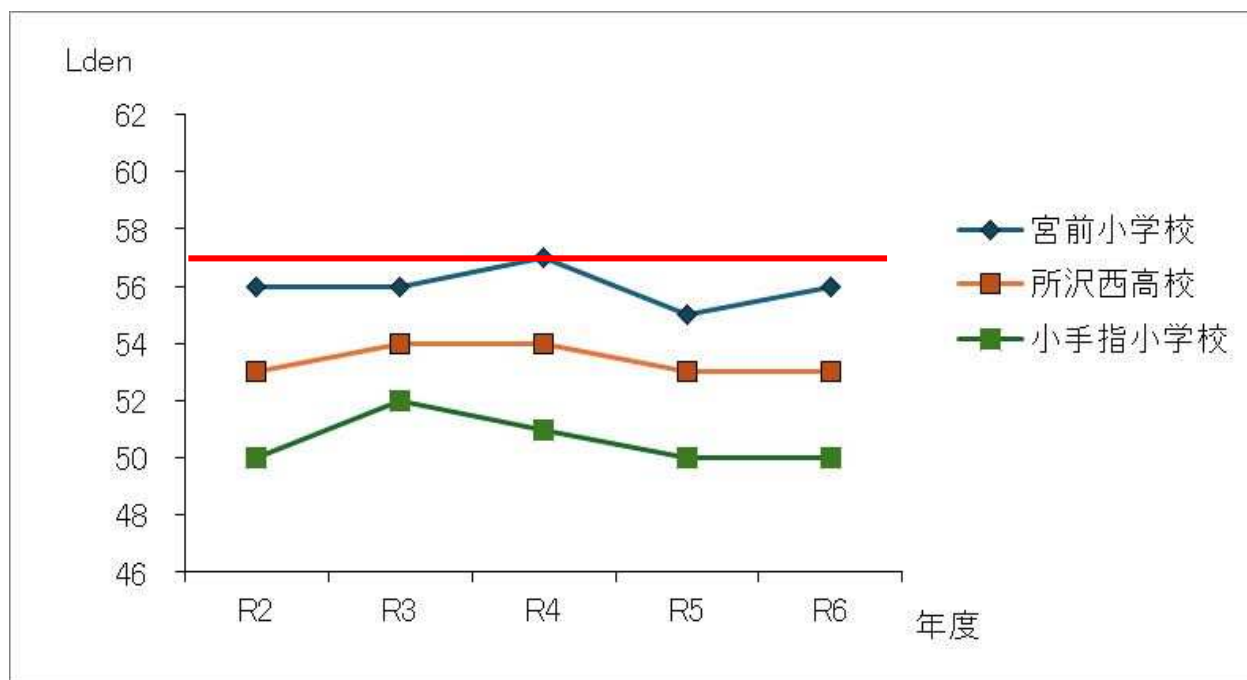


図-4 Ldenの推移(入間飛行場北側)



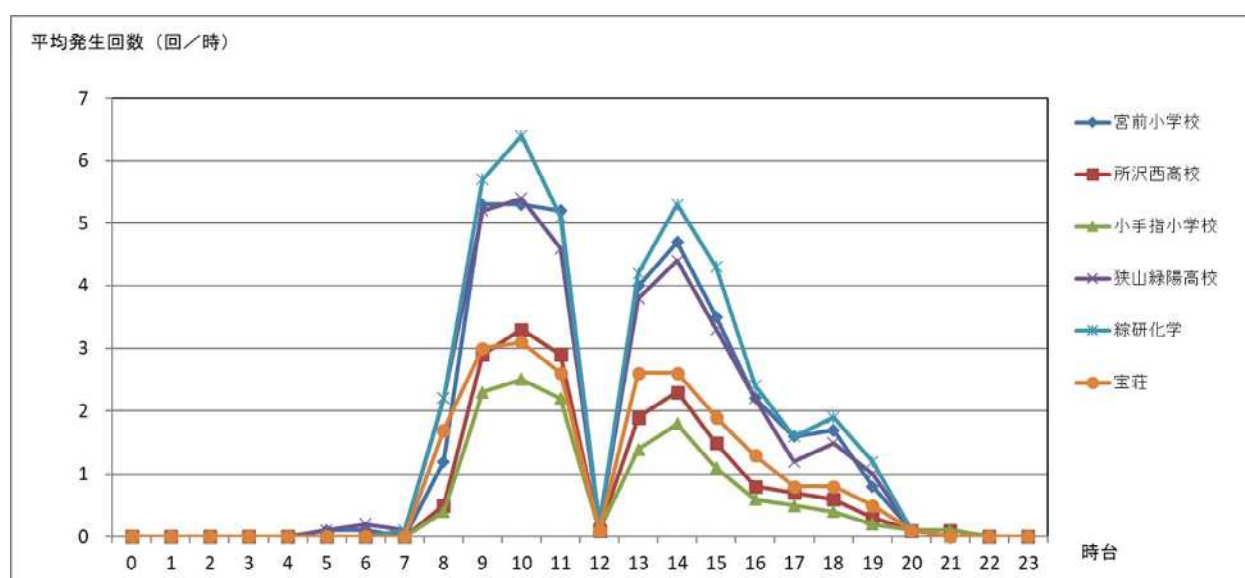
表－５ 環境基準超過状況の推移（Lden）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境基準超過地点数	2	1	1	1	1
測定地点数	8	6	6	6	6

（３）時間帯別の平均騒音発生回数（図－５）

各測定地点の時間帯別平均騒音発生回数は図－５のとおりである。9時台又は10時台及び14時台にピークが存在する一方、12時台と、夜の20時台から翌朝の7時台までの間にはほとんど騒音発生は見られない。

図－５ 時間帯別平均騒音発生回数（入間飛行場）



2 横田飛行場周辺

(1) 測定結果概要 (表-6)

横田飛行場周辺では、全ての地点において環境基準を満たした。

1日平均の騒音発生回数は10回(飯能第一中学校)～13回(金子小学校)であった。令和5年度に比べて、騒音発生回数が減少している。

表-6 横田飛行場北側測定結果

	番号	測定地点	類型	Lden (dB)		騒音発生回数 (上段：総数, 下段：1日平均)		有効測定日数	
				令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
横田飛行場北側	7	金子小学校 (入間市西三ツ木)	I	52	54	4,810	5,160	365	366
						13	14		
	8	飯能第一中学校 (飯能市双柳)	I	47	48	3,533	3,900	365	366
						10	11		

注) Lden値欄の斜体太字は環境基準超過を示す。

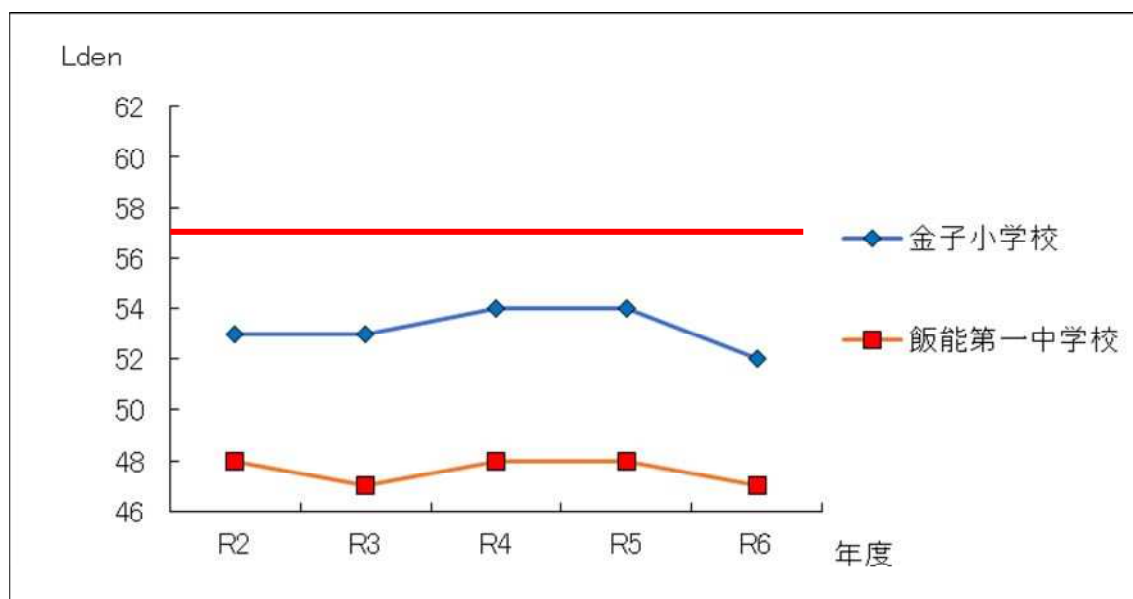
注) 「類型」欄は「航空機騒音に係る環境基準について」(平成19年12月17日環境庁告示第114号)の地域の類型を示す。

注) 類型Iは住居系地域(基準値57dB以下)、類型IIは商業・工業地域(基準値62dB以下)。

(2) 過去5年間の経年変化(図-6、表-7)

各測定地点のLdenの推移と環境基準の超過状況は図6のとおりで、横ばい傾向が続いている。

図-6 Ldenの推移(横田飛行場北側)



表－７ 環境基準超過状況の推移（Lden）

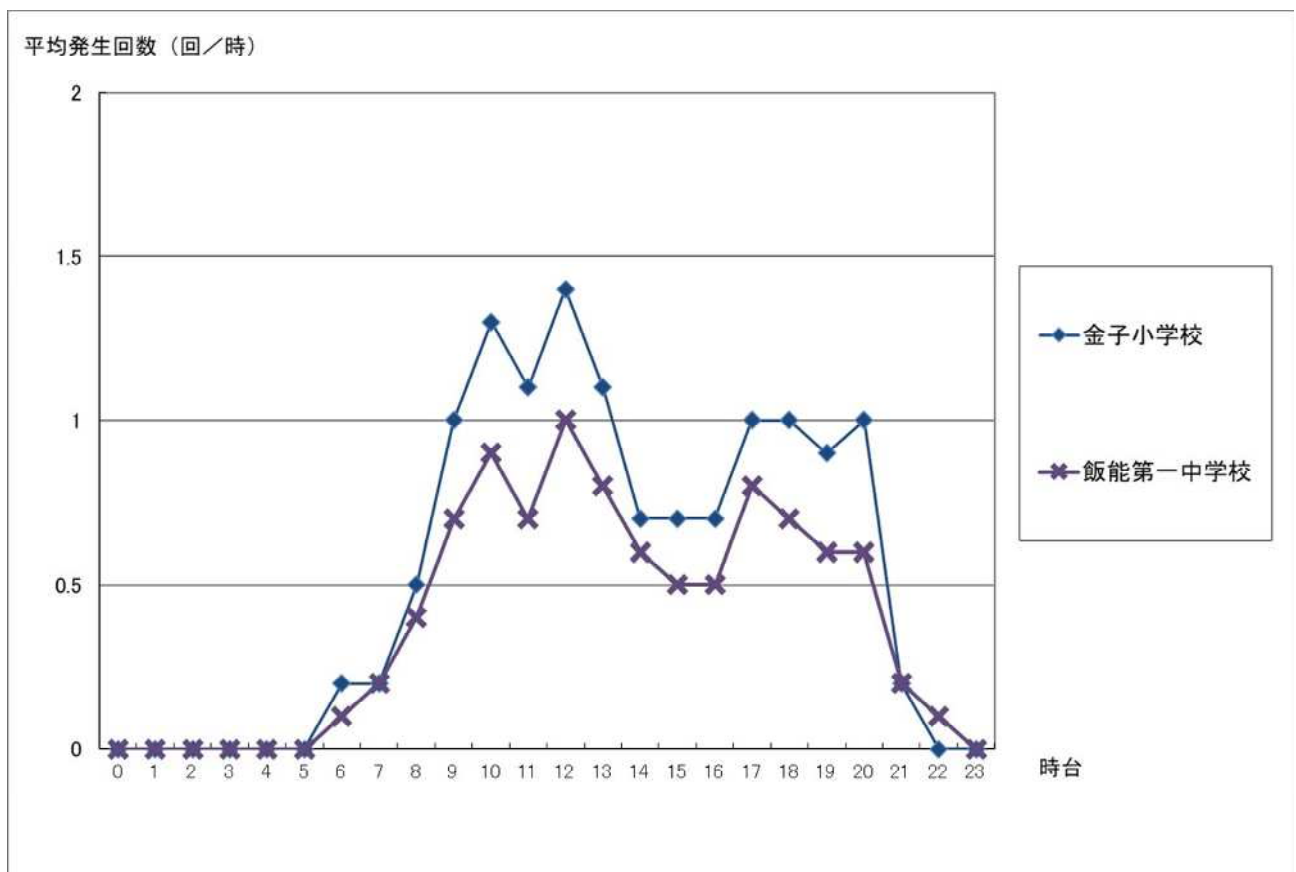
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境基準超過地点数	0	0	0	0	0
測定地点数	3	2	2	2	2

（３）時間帯別の平均騒音発生回数（図－７）

各測定地点の時間帯別平均騒音発生回数は図－７のとおりである。

入間基地と比較すると騒音発生回数自体は少ないが、入間基地と異なり昼（12時台）、夜間（20時～22時台）にも騒音発生が見られる。

図－７ 時間帯別平均騒音発生回数（横田飛行場北側）



3 測定結果資料

(1) 時間帯別平均騒音発生回数 (回/日)

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
宮 前 小 学 校	0	0	0	0	0	0.1	0.1	0	1.2	5.3	5.3	5.2	0.2	4.0	4.7	3.5	2.2	1.6	1.7	0.8	0.1	0.1	0	0	36.1
所 沢 西 高 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	2.9	3.3	2.9	0.1	1.9	2.3	1.5	0.8	0.7	0.6	0.3	0.1	0.1	0	0	18.0
小 手 指 小 学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4	2.3	2.5	2.2	0.1	1.4	1.8	1.1	0.6	0.5	0.4	0.2	0.1	0.1	0	0	13.7
狭 山 緑 陽 高 校	0	0	0	0	0	0.1	0.2	0.1	2.2	5.2	5.4	4.6	0.2	3.8	4.4	3.3	2.2	1.2	1.5	1.0	0.1	0	0	0	35.5
綜 研 化 学	0	0	0	0	0	0	0	0.1	2.2	5.7	6.4	5.1	0.2	4.2	5.3	4.3	2.4	1.6	1.9	1.2	0.1	0	0	0	40.7
宝 荘	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7	3.0	3.1	2.6	0.1	2.6	2.6	1.9	1.3	0.8	0.8	0.5	0.1	0	0	0	21.1
金 子 小 学 校	0	0	0	0	0	0	0.2	0.2	0.5	1.0	1.3	1.1	1.4	1.1	0.7	0.7	0.7	1.0	1.0	0.9	1.0	0.2	0	0	13.0
飯 能 第 一 中 学 校	0	0	0	0	0	0	0.1	0.2	0.4	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.8	0.7	0.6	0.6	0.2	0.1	0	9.4

(2) 月別 L d e n 値 (d B)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
宮 前 小 学 校	57	55	58	56	57	57	55	54	52	54	54	54	56
所 沢 西 高 校	53	54	51	54	53	53	54	55	53	53	52	54	53
小 手 指 小 学 校	50	50	48	51	50	50	52	52	48	50	49	51	50
狭 山 緑 陽 高 校	54	54	54	53	53	54	55	54	51	53	52	53	53
綜 研 化 学	60	60	61	60	59	60	60	60	57	58	58	58	59
宝 荘	50	51	52	50	51	51	56	50	46	48	48	49	51
金 子 小 学 校	56	53	52	52	53	52	52	51	49	51	51	55	52
飯 能 第 一 中 学 校	50	46	46	47	50	46	46	46	44	46	45	48	47

(3) 月別単発騒音暴露レベルパワー平均値 (d B)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
宮 前 小 学 校	90	89	91	89	90	90	90	88	88	88	87	88	89
所 沢 西 高 校	89	91	88	89	89	90	91	90	90	89	89	90	90
小 手 指 小 学 校	88	88	87	87	88	88	89	89	88	88	87	89	88
狭 山 緑 陽 高 校	87	87	87	86	85	87	90	88	87	87	87	87	87
綜 研 化 学	92	92	93	92	91	92	94	93	92	92	92	92	92
宝 荘	85	85	85	86	86	86	92	86	85	85	85	85	87
金 子 小 学 校	91	90	88	87	87	87	88	87	87	87	86	90	88
飯 能 第 一 中 学 校	86	84	83	83	84	83	83	84	82	84	83	84	84

(4) 月別測定日数 (日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
宮 前 小 学 校	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
所 沢 西 高 校	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
小 手 指 小 学 校	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
狭 山 緑 陽 高 校	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
綜 研 化 学	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
宝 荘	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
金 子 小 学 校	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
飯 能 第 一 中 学 校	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365

(5) 月別騒音発生回数 (回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
宮 前 小 学 校	1,206	1,076	1,309	1,311	1,080	1,267	938	1,125	758	1,139	1,009	985	13,203
所 沢 西 高 校	589	524	466	684	423	518	602	641	388	638	501	605	6,579
小 手 指 小 学 校	430	411	299	480	300	395	490	525	312	493	394	470	4,999
狭 山 緑 陽 高 校	1,253	1,187	1,352	1,283	1,194	1,331	948	1,022	687	1,006	753	896	12,912
綜 研 化 学	1,454	1,363	1,542	1,449	1,330	1,483	1,046	1,149	779	1,263	980	1,032	14,870
宝 荘	787	786	924	624	684	826	597	577	390	550	416	556	7,717
金 子 小 学 校	439	407	377	433	500	406	419	350	288	342	382	467	4,810
飯 能 第 一 中 学 校	332	299	314	306	423	298	326	258	199	212	217	349	3,533

第 3 市町村実施分測定結果

埼玉県内の市町村において、狭山市は独自に調査を行っている。

狭山市が令和 6 年度に行った航空機騒音測定の結果は表－ 8 のとおりである。

なお、狭山市実施の測定の地点については、年度ごとに異なる。

表－ 8 狭山市実施航空機騒音測定結果

番号	測定場所	類型	測定期間	測定結果 Lden (dB)	1 日あたりの 平均飛行回数 (感知数)
1	狭山市役所 (狭山市入間川 1 丁目 23-5)	I	5/30～6/12	58.8	71.2
			11/7～11/20		55.2
2	狭山尚寿会病院 (狭山市水野 594)	I	6/14～6/27	49.5	41.4
			11/22～12/5		30.4

注) Lden値欄の斜体太字は環境基準超過を示す。

注) 「類型」欄は「航空機騒音に係る環境基準について」(平成19年12月17日環境庁告示第114号)の地域の類型を示す。

注) 類型 I は住居系地域(基準値57dB以下)、類型 II は商業・工業地域(基準値62dB以下)。

参 考 資 料

資料－1

航空機騒音に係る環境基準について（平成25年4月1日施行）

昭和48年12月27日環境庁告示第154 号
沿革 平成5年10月28日 環境庁告示第91 号
平成12年12月14日号外 環境庁告示第78 号
平成19年12月17日 環境省告示第114 号

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注） I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
 - 測定は、屋外で行うものとし、その測定地点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
 - 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定地点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
 - 評価は、算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測1日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

(5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場			直ちに	
既 設 飛 行 場	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港 （福岡空港を除く。）	A	5年以内	
		B	10年以内	
	成田国際空港			
	第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

備考

- 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 - 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 - 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。
- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

前 文〔抄〕〔平成5年10月28日環境庁告示第91号〕
平成5年11月1日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成12年12月14日環境庁告示第78号〕
平成13年1月6日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成19年12月17日環境省告示第114号〕
平成25年4月1日から施行する。

航空機騒音に係る環境基準の一部改正について

平成19年12月17日環水大大発第071217004号
環境省水・大気環境局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（環境省告示第114号）が平成19年12月17日に公布され、平成25年4月1日から施行される。

航空機騒音に係る環境基準（以下「基準」という。）は、昭和48年12月27日付け環境庁告示第154号をもって設定され、騒音の評価指標として WECPNL が採用されてきた。しかし、近年、騒音測定機器が技術的に進歩し、また、国際的にも騒音の評価には等価騒音レベルを基本とした評価指標が採用されている。今回の基準の改正は、このような動向を踏まえ、平成19年6月27日付けの中央環境審議会答申「航空機騒音に係る環境基準の改正について」（中環審第409号）を踏まえ、騒音の評価指標を WECPNL から時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）に改正するものである。

このような改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に留意の上、環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（以下、「地域指定」という。）及びその運用に遺漏なきを期されるとともに、各関係機関と連携を図りつつ、本基準の維持、達成のための施策の実施に関し、格段の御努力をいただきたく通知する。

なお、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和49年7月2日環大特第42号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて通知）及び「小規模飛行場環境保全暫定指針」（平成2年9月13日環大企第342号環境庁大気保全局長から各都道府県知事及び政令指定都市市長あて）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

おって、関係省に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

記

第1 改正の概要

1 評価指標について

評価指標の改正に当たっては、騒音測定機器の技術的な進歩、 L_{den} 等の等価騒音レベルを基本とした指標が国際的に採用されている状況等を総合的に勘案し、新たな評価指標を WECPNL から L_{den} に改正した。

なお、 L_{den} については、算式アにより1日ごとの L_{den} を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。ただし、 L_{AE} （単発騒音暴露レベル）の求め方については、日本工業規格 Z8731 によるものとする。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 LAE, di とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の LAE 、 LAE, ej とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の LAE 、 LAE, nk とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の LAE をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測1日の時間（86400 秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}}\right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den, i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

2 基準値について

基準値の設定に当たっては、まずは、現行基準レベルの早期達成を実現することが肝要であることから、騒音対策の継続性も考慮し、引き続き現行の基準値に相当するレベルとした。

3 小規模飛行場の扱いについて

今般の改正により、小規模飛行場環境保全暫定指針を統合することとし、これまで基準の適用除外とされてきた1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場についても、基準を適用することとする。ただし、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場については適用しない。

ここで、「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち1日当たりの離着陸回数が10回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急的な離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

なお、「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急的な運航については、基準は適用されない。

第2 その他

1 地域指定について

地域指定については、「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係

る法定受託事務の処理基準について」(平成13年1月5日環大企第1号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて)により記しているところであるが、地域指定を行ったときは、遅滞なく環境省に報告するとともに、直ちに都道府県の公報に記載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮すること。

2 経過措置について

施行については、新たな評価指標である L_{den} による測定の準備に要する期間等を考慮して平成25年4月1日としたところである。貴職におかれては、施行までに L_{den} による測定が実施できる態勢の整備に万全を期されたい。また、施行までに L_{den} による測定が可能となった場合は、各飛行場における L_{den} の実態を把握することが重要であることから、現行の評価指標である WECPNL による環境基準値の評価を行うとともに、 L_{den} による調査も併せて実施することが望ましい。

3 測定について

L_{den} による測定については、航空機騒音監視測定マニュアル(仮称)の策定などを予定しており、これらについては今後別途通知する。

4 達成期間について

達成期間に示す期間は、これまでと同様に、基準が定められた昭和48年12月27日を起点としている。

**航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る
法定受託事務の処理基準の改正について**

平成21年8月28日 環水大大発第090828001号
環境省水・大気環境局長から各都道府県知事あて

航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型を当てはめる地域の指定については、従来から「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準」（平成13年1月5日付け環大企第1号。以下「処理基準」という。）により、その処理の基準を通知し、実施されてきたところである。

今般、「航空機騒音に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成19年12月環境省告示第114号）により、騒音の評価指標が WECPNL から時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）に改正されたことに伴い、処理基準の別添「航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について」の1、4、5及び6の全部を下記のとおり改正するので、通知する。当該事務を行うに当たっては、これに基づき適切に実施されたい。なお、本通知は平成25年4月1日から適用するものとする。

記

- 1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、航空機騒音から生活環境を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型の当てはめを行わないものとする。

なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の運航に伴って発生する飛行騒音並びに飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する地上騒音をいう。

- 4 「航空機騒音に係る環境基準について」第1の3中「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とは、飛行場及び反復継続使用される場外離着陸場のうち1日当たりの離着陸回数が10回以下のものをいう。また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急時の離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。

なお、同中「警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場」とは、警察、消防及び自衛隊等が専用に使用する飛行場をいい、また、災害派遣、航空救難等の緊急時の運航については、環境基準は適用されない。

- 5 「航空機騒音に係る環境基準について」第1の3中「離島にある飛行場」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島、奄美

群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。

- 6 「航空機騒音に係る環境基準について」第2の1の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）による改正前の空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書の規定により国土交通大臣の許可を受けた離着陸の場所であって、反復して使用されるものをいう。

**航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る
法定受託事務の処理基準について**

平成13年1月5日環大企第1号
環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて
改定 平成30年2月19日環水大大発1802193号

航空機騒音に係る環境基準等の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の制定により、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、環境基本法第16条第1項の基準についての同条第2項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第40条の2及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」（平成5年政令第371号）第2条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月環境庁告示第154号）に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行われたい。

別添

航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 環境基準の地域類型を当てはめる地域は、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、原野、海上等は地域類型の当てはめを行わないものとする。

なお、「航空機騒音」とは、ターボジェット発動機、ターボファン発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機又はピストン発動機等を主な動力とする航空機の航行に伴って発生する騒音をいうこと。

- 2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域が定められている地域にあっては、原則として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあっては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在

市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域に相当する地域を類型Ⅰに当てはめる等用途地域が定められている地域に準じて当てはめを行うこと。

- 3 地域の指定の見直しは、おおむね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画（土地基本法（平成1年法律第84号）第11条第1項に規定する土地利用計画をいう。以下同じ。）上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこと。
- 4 「航空機騒音に係る環境基準について」の第1の3中「1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場」とあるのは、公共用飛行場であって、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第16項に規定する航空運送事業の用に供されるもの又は操縦の練習の用に供されるものに限る。）が1年間に当該飛行場に離着陸した回数を年間総日数で除した値が10以下のもの及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する飛行場であって、自衛隊等の航空機が1年間に当該飛行場に離着陸した回数（緊急的な離着陸を除く。）を年間総日数で除した値が10以下のものをいう。
- 5 「航空機騒音に係る環境基準について」の第1の3中「離島にある飛行場」とあるのは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域が存する離島、沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第2項に規定する離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島にある飛行場をいう。
- 6 「航空機騒音に係る環境基準について」の第2の1の表の既設飛行場の項中「これに準ずるもの」とあるのは、空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港及び自衛隊等が使用する飛行場を除く飛行場並びに航空法第79条ただし書きの規定により運輸大臣の許可を受けた離着陸の場所であって、反復して使用されるものをいう。

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定

平成30年9月25日埼玉県告示第1036号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号ロの規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）第1に規定する地域の類型をあてはめる地域を次のとおり指定し、平成30年9月26日から施行する。

昭和57年埼玉県告示第1841号（航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について）は、平成30年9月25日限り、廃止する。

地域の類型	あてはめる地域
I	別表に掲げる地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域及び田園住居地域並びに同法の規定による用途地域として定められていない地域。ただし、自衛隊法施行令（昭和29年政令第119号）別表第8に定める入間基地の存する地域を除く。
II	別表に掲げる地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表

- 一 入間飛行場の滑走路の南側の短辺の中心と北側の短辺の中心を通る直線（以下この号において「中心線」という。）から中心線と直角方向に東へ三千メートルの点を通る中心線と平行な直線、中心線から中心線と直角方向に西へ二千メートルの点を通る中心線と平行な直線、南側の短辺の中心と北側の短辺の中心から等距離にある中心線上の点（以下この号において「中心点」という。）から中心線上南へ七千メートルの点を通る中心線と直角をなす直線及び中心点から中心線上北へ一万メートルの点を通る中心線と直角をなす直線で囲まれた地域
- 二 横田飛行場の滑走路の南側の短辺の中心と北側の短辺の中心を通る直線（以下この号において「中心線」という。）から中心線と直角方向に東へ三千メートルの点を通る中心線と平行な直線、中心線から中心線と直角方向に西へ二千メートルの点を通る中心線と平行な直線、埼玉県と東京都との境界線及び南側の短辺の中心と北側の短辺の中心から等距離にある中心線上の点から中心線上北へ一万七千メートルの点を通る中心線と直角をなす直線で囲まれた地域

令和6年度航空機騒音調査結果

発 行 埼玉県環境部水環境課

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電 話 048-830-3079



彩 の 国
埼 玉 県